

農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令 の一部を改正する命令の概要

1. 公的資金が信用事業のみに充てられることを確保するための体制

農林中央金庫が協同組織金融機能強化方針に記載する、公的資金が信用事業のみに充てられることを確保するための体制に関する事項として、以下の事項を規定する。

- ① 傘下の協同組織金融機関から資本支援の申込みを受けた場合に、公的資金が信用事業のみに充てられることについて適切に審査するための体制に関する事項
- ② 資本支援を行った傘下の協同組織金融機関に対し、次に掲げる措置その他の公的資金が信用事業のみに充てられることを確保するために必要な措置を講ずるための体制に関する事項
 - イ) 公的資金の使途に関する必要な報告又は資料の提出を求める措置
 - ロ) 公的資金の使途についての監査が確実に行われることを確保する措置
 - ハ) 公的資金の使途を改善させる措置

2. その他

「金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」に準じて所要の規定の整備を行う。